

日本反核法律家協会 2018 総会議案書(決議)

2018/11/10 全理連ビル

I. 情勢の特徴と私たちの課題	1
II. 活動報告	6
III. 活動方針	10
IV. 役員体制	13

日本反核法律家協会

(事務所) 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4 フリーディオ四谷三丁目 906

(連絡先) 大久保賢一法律事務所 TEL:04-299-2866 FAX:04-2998-2868



I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会は、国連における核兵器禁止条約（TPNW）の採択と、朝鮮半島における武力衝突の再燃・国際的緊張の高まりという情勢の下で行われた。本年は、核兵器禁止条約採択1年を経て9月26日現在19ヶ国の批准という状況、そして歴史的な南北・米朝首脳会談が開催され朝鮮戦争の終結と朝鮮半島非核化への第一歩が踏み出されたという状況など、新たな情勢変化を踏まえ、新局面での私たちの課題を検討する。

1. 核廃絶をめぐる国際情勢

(1) 核大国の応酬

2018年2月2日、米国トランプ政権は「核態勢（NPR：Nuclear Posture Review）見直し」を公表した。今回のNPRでは、これに先立つ2017年12月18日に発表されたアメリカの新国家安全保障戦略の「力による平和の維持」という考え方が貫かれている。ロシアや中国に加え、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）・イランの核保有や核テロを脅威と位置づけ、核兵器の近代化、小型核兵器と巡航ミサイルの導入、核弾頭の運搬手段の強化をはかり、さらには非核攻撃に対しても核兵器による報復を辞さないとして核兵器使用に躊躇いのない姿勢を示した。他方、ロシアのプーチン大統領は3月1日、年次教書演説において「探知されにくい低空域の巡航ミサイル（新型ミサイル）は、ほぼ無制限の射程距離に核弾頭を運ぶ。あらゆるミサイル防衛システムに対して『無敵』だ」と核による応酬の能力を誇った。

世界の核兵器15,000発の内、5,000発はロシアが、4,700発は米国が保有しているとされる。その核大国双方が、核兵器の近代化を競っている。「核兵器のない世界」への逆行であるだけでなく、新たな「相互確証破壊」（MAD）への道が再開されたかのようなのである。世界の終末時計¹は、本年1月残り「2分」を示すに至り、水爆実験が過熱していた1953年以来の過去最短となった。北朝鮮の核実験・ミサイル発射や米国トランプ政権の核使用に対する予測困難な姿勢、米ロの緊張の高まりなどが背景といわれる。さらに10月20日には、トランプ大統領がロシアの条約違反を理由に中距離核戦力（INF）全廃条約の離脱を表明したことにより、軍拡競争再燃が危惧されるところである。

(2) 南北首脳会談と板門店宣言、米朝首脳会談と共同声明

一触即発の事態に世界中の懸念が高まる中、朝鮮半島をめぐって新たな動きが起きてきた。本年2月開催された平昌冬季オリンピックでは韓国と北朝鮮が合同入場行進を行い、女子アイスホッケーで韓国・北朝鮮合同チームが出場したことが話題を呼んだ。それからほどなく、南北首脳会談・米朝首脳会談の開催が決定された。「朝鮮半島での武力衝突を回避するために最も有効な手段は、関係国の首脳同士が直接の対話と交渉をして平和的解決を図ること」であり、「今回の南北・米朝首脳会談開催は、関係国の首脳同士の直接の対話と交渉による懸案事項の平和的解決を図るもの」であるとして、私たちはこれを歓迎した（次節II.活動報告2「南北首脳会談と板門店宣言、米朝首脳会談と共同声明を受けて」参照）。

そして、4月27日歴史的な南北首脳会談が実現し、板門店宣言が発出された。板門店宣言は、朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結を共同目標としたものである。その後、一時は米朝首脳会談の開催が危ぶまれたものの、結局6月12日、会談は実現し共同声明が発表された。米朝両首脳は、新たな米朝関係の構築が平和と繁栄に繋がり、相互の信頼醸成が朝鮮半島の非核化を推進するとの認識を示し、以下の4項目を約束する共同声明に署名し

¹ 毎日新聞 2018年1月26日付記事

<https://mainichi.jp/articles/20180126/reu/00m/030/004000c>

た。

- ① 米国と北朝鮮は、両国民の平和および繁栄への願いに応じ、新たな米朝関係の樹立を約束する。
- ② 米国と北朝鮮は、朝鮮半島に持続的かつ安定した平和体制を築くため共に取り組む。
- ③ 北朝鮮は、2018年4月27日の板門店宣言を再確認し、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むことを約束する。
- ④ 米国と北朝鮮は、すでに身元が特定された遺骨の迅速な送還を含む、戦争捕虜および行方不明兵の遺骨の収容を約束する。

私たちは、4月の南北首脳会談に続くこの米朝首脳会談と共同声明を高く評価し、朝鮮半島での武力衝突の再燃を避け、半島の非核化と朝鮮戦争終結に向けた第一歩を記すものとして歓迎している（次節Ⅱ.活動報告2同上、参照）。しかしながら、この成果を過小評価しようとする勢力が存在することにも目を向けておく必要がある。日本政府や日米のマスコミは、会談の成果を評価せず、両首脳の属人的要素（独裁者・不動産屋という資質や経歴）や、声明が抽象的で具体的な非核化のスケジュールが盛り込まれていないなどと言い立て、懐疑的な態度をとっている。私たちは、市民社会と連帯して、これらの懐疑的な態度を乗り越え、朝鮮半島の問題解決策として、武力の行使など論外であり、平和的な対話と合意しか方法がないことを共有しなければならない。

朝鮮半島非核化に向けての“第一歩”から進んで、9月18日には、3回目の南北首脳会談が平壤で行われ「9月平壤共同宣言」が発表された。これは4月の板門店宣言を大きく前進させるものであり、朝鮮半島全域での戦争脅威の除去、交流と協力による経済の発展、朝鮮半島非核化のための具体的な措置などが確認されている。また共同宣言付属合意書として採択された「板門店宣言軍事分野履行合意書」は、南北の軍事的緊張を解消し、一切の敵対行為を全面中止し半島の恒久的な平和地帯にするための実践的措置を具体的な取極で示している。このことは、制裁や圧力ではなく、対話の努力こそが、非核化への実質的な進展をもたらすことを証明している。「平壤共同宣言」を推進力として、米朝交渉の前進も期待されるどころである。

米国トランプ大統領とその政権は、前述のNPRの発表だけでなく、この5月には一方的に「包括的共同行動計画(JCPOA)」(イラン核合意)からの離脱を表明するなどして、中東情勢の不安定化を進めるものとして国際的な批判を浴びている。トランプ大統領の思惑と行動には、予測困難な要素がつきまとい、私たちは常に監視していく必要がある。けれども「合意は拘束する」の原則にのっとり行動するよう、適切な批判と激励を行いつつ、「朝鮮戦争の終結」、「朝鮮半島の非核化」、「北東アジア非核兵器地帯」、そして「核兵器のない世界の達成と維持」を展望していくことが求められている。

(3) NPT再検討会議第2回準備会合の開催と核兵器禁止条約(TPNW)、そして国連総会へ

この間、4月23日から5月4日までの日程で、ジュネーブ国連本部において2020NPT再検討会議第2回準備会合が開催された。核兵器禁止条約(以下、TPNW)が国連で採択されてから最初の準備会合(第1回準備会合は、2017年5月に開催)であり、核軍縮の停滞が指摘される中、2020NPT再検討会議での合意成立に期待がかかる状況の下で開催された準備会合であった。議長総括において、TPNWをめぐる論点は以下のように整理されている。TPNW推進国側からはTPNWが多数の国の支持を得て採択され、NPT6条にいう効

果的措置であることが主張され、TPNW に反対する核保有国・依存国側からは、国際安全保障環境を無視して核軍縮は行いえず、TPNW が NPT への代替的・対立的基準を創設しているとの懸念と批判が表明された、と。TPNW をめぐる争点が浮き彫りになり、2020NPT 再検討会議においても同様の議論が予想される場所である。私たちは、「核兵器のない世界」の達成・維持こそが「国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」と謳った TPNW 核兵器禁止条約前文を胸に刻み、核廃絶による安全保障論を磨き上げ、いっそう説得力のあるものにしていく必要がある。

一方、同時期に開かれた関連サイドイベントの一つ、ICAN のキャンペナーズミーティングでは、TPNW を人権理事会の普遍的・定期的審査の対象条約に組み込むよう働きかけ、被審査国の TPNW 署名・批准状況に対し勧告等促す仕組みをめざし、人権と軍縮のつながりを意識化させるとりくみの提案など、注目に値する議論が起こりつつある。今後、軍縮問題、人権問題にとりくむそれぞれの市民社会同士の活発な連携が期待されている。²

TPNW は、本年 9 月 27 日現在、69 ヶ国が署名し、批准・加入国は 19 ヶ国³となった。周知のとおり 50 ヶ国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから 90 日後に TPNW は、発効する。核保有国・依存国の抵抗を軽視すべきではないが、発効に向けて着実に前進しているといえよう。

2. 国内の状況と日本政府の姿勢

(1) TPNW と日本政府

日本政府は依然として、TPNW に背を向けている。その理由は、TPNW は「核兵器国が参加していないから無意味」「核兵器国と非核国との分断を広げる」「安全保障環境を損なう」から、というものである。そして、昨年 5 月当時の岸田外務大臣が立ち上げた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」（以下「賢人会議」）が、昨年以降 2 回の会合を経て本年 3 月 29 日、「効果的な核軍縮への橋渡し—2020 年 NPT 運用検討会議のための提言（以下「提言」）」⁴をまとめて河野外務大臣に提出している。河野大臣は、前述の 2020NPT 再検討会議準備会合に「提言」を持参し、作業文書として提出した。

「提言」は、核軍縮への異なるアプローチの「橋渡し」役をめざすとして、核兵器の非人道性を認め、使われてはならない兵器と位置付けるなど一定評価すべき点はあるが、核抑止論を全面的に否定しているわけではなく、曖昧さを残している。何より、外務省・日本政府は、「提言」を受け入れるとしながら、一方でトランプ政権の NPR を「高く評価」し、核兵器不使用のために核抑止が必要なのであり、TPNW は安全保障環境に配慮していない、としている。「橋渡し」役を自任しながら、核保有国・依存国に肩入れしていれば、核軍縮アプローチという橋の、核廃絶ではなく、核依存の片方に重心を置く役割しか果たすことはできない。これでは「提言」も日本政府のアリバイ作りになりかねない。

それを防ぐには、「提言」にかかわった賢人たちが、外務大臣に対し、この「提言」を尊

² 準備会合並びに関連サイドイベントの詳細については、機関誌『反核法律家』No.96（2018 年秋号、2 頁以下）掲載の山田寿則理事論稿「2018 年 NPT 準備委員会とその関連会合に参加して」において報告されている。

³ 同日現在批准・加入国は以下の通り。ガイアナ、タイ、バチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストラリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラグア、ウルグアイ、ニュージーランド、クック諸島、サモア、バヌアツ、ガンビア、サンマリノ。

⁴ 「提言」概要（日本語）、全文（英語）、山田寿則理事による覚書、大久保賢一事務局長による論稿は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会の以下の URL から閲覧できる。

<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2018/03/30/epgreport/#more-1917>

重し、米国などの核兵器国に核軍縮交渉を進展させるよう粘り強く働きかけることであり、それを後押しするのは、「核兵器のない世界」を求める市民社会による監視である。またそれが、TPNW を敵視する政府の政策を変えさせていくことにもつながるであろう。

(2)9 条改憲の動き

前述のとおり、南北・米朝首脳会談とその成果物に対して日本政府は、積極的に評価しようとはしない。「100 パーセント共にある」(2017 年 10 月 4 日、日米電話会談) トランプ米大統領の行動をあからさまに非難できない事情と、「北の脅威」がなくなつては「困る」事情との板挟みになっているかのようである。北朝鮮の核実験・ミサイル発射を、TPNW ボイコットの理由に使ってきた日本政府は、南北朝鮮、米朝の対話の進展を経てなお、安全保障環境の変化を認めていない。平成 30 年版防衛白書は「北朝鮮の核・ミサイルについての基本的な認識に変化はない」と述べ、地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の配備を進めている。2 基配備には総額 6 千億円以上要するといわれている⁵。

「北の脅威」は、膨大な軍事費を費やす口実であると同時に、安倍政権にとっては内政のでたらめを隠し、9 条改憲に「国民の理解」を得るための口実でもある。2018 年 9 月自民党総裁選において 3 選を果たした安倍首相は、記者会見で「歴史の大きな転換点」にあたり「70 年以上一度も実現してこなかった憲法改正にいよいよ挑戦し」新しい国創りに挑む⁶、と改めて改憲への強い意欲を示した。安倍改憲は、9 条 1 項、2 項をそのまま残したうえで、憲法に自衛隊の存在を明記するというものである。今秋の臨時国会で改正案を提示し、次期通常国会の早い時期に改憲発議を行うとされている。

安倍改憲の狙いは、自衛隊の存在の合憲化ではない。自衛隊の海外での全面的活動の容認と軍事力を前提とする国内体制の確立である。解釈改憲によって自衛隊が設置され、その活動範囲が拡大されていても、9 条が生きているからこそ、米軍やロシア軍のような軍事行動を自衛隊が海外展開することを制約している。

元々、9 条改憲の争点は、軍事力の保持とその行使という根本的問題である。日本国憲法は大日本帝国の所業についての反省と核のホロコーストの下で誕生したことを想起する必要がある。侵略戦争と植民地支配についての反省と核の時代における武力行使の危険性という、過去と未来を見据えた上での到達点が日本国憲法 9 条である。日本の改憲問題は、日本だけの問題ではなく、北東アジアの安定と平和、ひいては人類社会の将来に係る事柄である。

「核の時代」にあつて武力で物事を解決しようとするれば、核兵器は防御不能であるがゆえに「最終兵器」となる。武力の行使による紛争解決が許容される限り、核兵器に依存することになる。核兵器不使用のために核抑止が必要との政府の説明は欺瞞であり、核拡散を招くものでしかなかったことは、これまでの歴史が明らかにしている。武力による紛争解決を不可能にするため、一切の戦力を禁止すること、それが日本国憲法が到達している地平である。武力の行使のみならず、一切の戦力の不保持を規定する日本国憲法こそが「壊滅的人道上の結末」を避けるための最も強固な歯止めである。「核兵器のない世界」の実現と憲法 9 条の世界化は密接に関連している。ここに、ヒバクシャ国際署名と改憲阻止 3000 万人署名を、統一的に推進しなければならない理由がある。

⁵ 産経新聞 2018 年 7 月 23 日付以下の URL 参照。

<https://www.sankei.com/politics/news/180723/plt1807230009-n1.html>

⁶ 自民党ホームページ、総裁記者会見

<https://www.jimin.jp/news/press/president/138148.html>

(3) 原発被災者救済訴訟・脱原発訴訟と原発再稼働の動向

前回総会以降、被災者救済を求める訴訟及び原発差止請求訴訟にもいくつかの新しい動きが出ている。まず、被災者救済を求める訴訟では、東京地裁で2018年2月7日、同年3月16日にそれぞれ判決が、京都地裁で2018年3月15日、福島地裁いわき支部で2018年3月22日に判決が出ている。このうち、東電のほかに国も被告とした裁判では、いずれも国の責任をも認めており、すべて原告の請求は認容（一部）されている。対照的に、差止請求訴訟では、2017年12月13日広島高裁で、一審仮処分却下決定に対する即時抗告につき、原決定を取消した伊方原発にかかる訴訟のほかは、いずれも請求棄却または申請却下の判断がなされている。直近では、2018年9月28日、大分地裁において伊方原発差止め請求に対し却下決定がなされた判断が記憶に新しい。国政が、原発ゼロに舵を切らない状況にあって、司法がその役割を十分に果たしているとは言い難い実情にある。

一方、原子力規制委員会は、この間再稼働に必要な新規制基準に適合すると判断を15基の原発に与えてきた⁷。その中には、九州電力玄海原発、関西電力大飯原発、九州電力川内原発などがある。そして、9月26日には東日本大震災で被災した首都圏の原発たる東海第二原発に、再稼働「適合」の判断をくださったのである。

「命より金儲け優先」の政策に終止符を打たなければ、私たちのみならず将来世代に負の遺産を残すことになる。それは2017年9月バーゼルで行われた Human Rights, Future Generations and Crimes in the Nuclear Age 会議で出された「バーゼル宣言」⁸が「核兵器、劣化ウラン兵器及び核エネルギーによる国境と世代の双方を超えるリスクと影響は、人権侵害、国際人道法・環境法違反及び将来世代に対する犯罪である」と述べるとおりである。そして、原発の使用済み核燃料から「再処理」によってプルトニウムを取り出す「核燃サイクル」によって、日本の保有するプルトニウムは原爆約6,000発分に相当する量に上る。原発政策を転換しない限り、「核リスク」は高まる一方である。

3. 私たちのとりくむべき課題—市民社会と連携して、私たちの果たすべき役割とは

以上を踏まえて、私たちのとりくむべき課題と任務について検討する。

次節Ⅱ. 活動報告で詳しく述べるとおり、前回総会以降、私たちは諸団体と協力協働してさまざまな企画の成功に貢献してきた。日弁連シンポジウム「核兵器禁止条約の早期発効を求めて～核抑止論をどう克服する～」や核兵器廃絶日本 NGO 連絡会による外務省との意見交換会・イベントなどを通じて、日本政府・外務省が「核兵器不使用のための核抑止」を主張することの矛盾は浮き彫りになってきた。

南北・米朝首脳会談を経た今、「近隣の安全保障環境」を口実に、これ以上日本政府が TPNW の署名・批准を遅らせることは許されない。むしろこの機を逃さず、北東アジア諸国が TPNW に入ることによって、相互の信頼醸成が培われ、安全保障環境の改善が促進されるのである。日本と南北朝鮮の市民社会が協力して、各国政府に TPNW の署名・批准を求める運動を進めることは、とりわけ重要な課題となっている。

そのために在外被爆者との連帯は、欠くことができない。戦前日本の侵略行為により甚大な被害を受けたアジア諸国では、原爆投下によって日本の植民地支配から解放されたという考えが今なお根強い。これを乗り越え、原爆の非人道性、被爆の実相を共通項にして市民レベルでの連携を強めることが求められている。

⁷ 発電用原子炉に係る安全審査状況につき、原子力規制委員会のサイト以下の URL から閲覧可能。<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/reactor/kisei/shinsa/shinsa1.html>

⁸ バーゼル会議については機関誌『反核法律家』（2018年春号）No.94、45頁以下参照。またバーゼル宣言は同誌48頁以下に訳出されている。

同時に、アジア諸国民と世界に対して再び軍国主義の過ちを繰り返さないことを誓約した憲法9条規範を、ゆるがせにしないことも私たちの重要な課題である。

私たちは、「核の時代」に生きる日本の法律家として、引き続き、世界と日本の広範な市民社会と連携して TPNW の早期発効を求める運動にとりくみ、「核兵器のない世界」の達成と維持に向けた運動と、憲法9条の非軍事平和主義を貫く運動との融合を追求していく。

II. 活動報告

1. トランプ政権 NPR 批判と、NPT 再検討会議準備会合及び関連イベント・IALANA 総会への代表派遣

当協会は、2018年3月22日付で、トランプ政権が公表した「核態勢の見直し (NPR : Nuclear Posture Review)」(2月2日)へ抗議する会長声明⁹を発出した。この抗議声明は、ただちにHPに掲載したほか、日本語とその英訳文を表裏としたフライヤーを作成し、4月末よりジュネーブにおいて開かれた NPT 再検討会議準備会合及び関連サイドイベント、並びに IALANA 総会に持参し活用した。

NPT 再検討会議準備会合及び関連サイドイベントには、当協会から山田寿則理事、森一恵理事、篠原翼会員が派遣されて参加・傍聴し、IALANA 総会には、森一恵理事、篠原翼会員が派遣された。森一恵理事は当協会も注力していた日弁連シンポ(後記5項記載)のとりくみについて報告した。

2. 南北首脳会談と板門店宣言、米朝首脳会談と共同声明を受けて

当協会は、南北首脳会談と米朝首脳会談の開催が公表されたことを受け、4月16日付で「南北・米朝首脳会談の開催を歓迎する」会長声明¹⁰を発出した。また、歴史的な米朝首脳会談の実現後、6月28日付で「米朝首脳会談・声明を歓迎する」理事会決議¹¹を挙げ、公表した。

いずれの声明・決議も、両会談と声明を評価し、朝鮮半島の非核化から北東アジア非核兵器地帯、「核兵器のない世界」を展望するとの見解を表明している。

3. 意見交換会 朝鮮半島の非核化のために

前回(2017年11月)総会后、一昨年来同一テーマの「朝鮮半島の非核化のために」で意見交換会を行った。パネリストは山田寿則理事、高演義氏、崔鳳泰氏、金竜介氏、山根和代氏の5名であり、内藤雅義理事と田部知江子理事がコーディネーターを務めた。¹²2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択と、朝鮮半島における武力衝突の危険性の高まりという情勢を踏まえて行われた意見交換会では、新たにパネリストに加わった金竜介氏からは在日コリアンの視点から朝鮮戦争再燃への懸念と恐怖が語られ、山根和代氏からは平和教育の重要性と紛争解決のためのアイデアが語られた。南北朝鮮双方と日本の市民社会が一堂に会する機会として非常に有意義なものとなった。

4. 池田眞規前会長著作集出版記念レセプション(追悼記念行事)のとりくみ

2017年11月11日(総会・意見交換会の後に)、池田眞規著作集刊行委員会編『核兵器のない世界を求めて—反核・平和を貫いた弁護士池田眞規』の出版記念レセプションが行われ

⁹ 当協会のサイト以下を参照。<http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/180322.html>

¹⁰ 当協会のサイト以下を参照。<http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/180420.html>

¹¹ 当協会のサイト以下を参照。<http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/180628.html>

¹² 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』(2018年春号)No.94、25頁以下参照。

た。故池田眞規前会長ゆかりの約 80 名が参会し、前会長の遺志を引き継ぎ日本国憲法 9 条の世界化運動と核兵器廃絶運動をともに進めていくことを誓う場となった。

また、著作集に掲載された池田前会長の年譜に関しては、当協会のあゆみの一環として、後述のリニューアルした HP に資料全体をアップすることとしている。

5. 日弁連シンポジウム「核兵器禁止条約の早期発効を求めて～核抑止論をどう克服する～」のとりくみ (6月16日)

南北朝首脳会談、米朝首脳会談を踏まえて行われた日弁連シンポジウムにおいては、当会の山田寿則理事が和田光弘弁護士(日弁連前副会長)及び和田征子氏(日本原水爆被害者団体協議会事務局次長)とともに報告を行った。また、川崎哲氏(ICAN 国際運営委員)、今西靖治氏(外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長)、太田昌克氏(共同通信社編集委員)、崔鳳泰氏(韓国弁護士)、金竜介氏(在日コリアン弁護士協会理事)らのパネルディスカッションでは、森一恵理事・大住広太会員がコーディネーターを務めた。日弁連憲法問題対策本部・核廃絶 PT を中心としてとりくまれた本シンポジウムに、当会も積極的に関与し、成功に向けて必要な協力を惜しまなかった。

6. 第 4 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま (7月28・29日) のとりくみ

前回総会において確認されたとおり、当会は第 4 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしまの実行委員会構成団体として、集会の成功に貢献した。全体会の運営に寄与するとともに、当会主催の分科会「核兵器と原発」を成功させた。分科会では鈴木達治郎氏(長崎大学核兵器廃絶研究センター長・元内閣府原子力委員会委員長代理)を講師とする基調講演の後、山田寿則理事、内藤雅義理事(足立修一理事の報告代行)、山根和代氏(立命館大学国際平和ミュージアム専門委員)をパネリストに迎え、講師の鈴木達治郎氏も加わってパネルディスカッションを行った。核兵器と原発のかかわり、核兵器禁止条約と「原子力の平和利用」の問題、在韓被爆者運動が朝鮮半島の非核化のために果たす役割、平和学の立場から平和教育の重要性等について検証する意義深い分科会となり、寄せられたアンケートでも高い評価を得ることができた。

7. 「原発と人権」ネットワークの活動

前項記載の第 4 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしまの学習報告集会が 10 月 25 日東京都内において行われた。この「原発と人権」ネットワークによるとりくみに、当会も協力した。

8. 理事会の開催

下記のとおり、理事会が開催された。昨年に比べ、理事会参加人数が二桁にのぼる回数が増えた。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。遠方からスカイプを通じての参加も歓迎する。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者	主な議題
12月15日 (2017)	9名	総会・意見交換会、故池田前会長出版記念行事の総括、非核の政府を求める会シンポ報告、2018日弁連シンポの取組、外
2月2日 (2018)	10名	1/24核フォーラムの報告、2018日弁連シンポの取組、第4回「原発と人権」集会準備、NGO連絡会・ICAN事務局長来日

		企画報告、ヒバクシャ国際署名、外
3月6日	11名	NPR（米核態勢見直し）への批判、NPT再検討会議準備会合・IALANA総会代表派遣、2018日弁連シンポの取組、第4回「原発と人権」集会準備、外
4月12日	10名	南北首脳会談・米朝首脳会談の動向、賢人会議提言について、2018日弁連シンポの取組、第4回「原発と人権」集会準備、ヒバクシャ国際署名、外
5月17日	7名	NPT再検討会議準備会合・IALANA総会代表派遣報告、2018日弁連シンポの取組、第4回「原発と人権」集会準備、ヒバクシャ国際署名、外
6月28日	11名	南北・米朝首脳会談の評価と課題、2018意見交換会準備、2018日弁連シンポ報告、第4回「原発と人権」集会準備、ヒバクシャ国際署名、HPリニューアル準備、外
7月23日	9名	第4回「原発と人権」集会準備、総会・意見交換会の準備、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会総会報告、ヒバクシャ国際書面、HPリニューアル準備、外
9月3日	11名	第4回「原発と人権」集会総括、2018原水禁世界大会報告、総会・意見交換会の準備、NGO連絡会9/24核廃絶デー記念イベントの取組、ヒバクシャ国際署名、HPリニューアル準備外
10月18日	9名	総会・意見交換会の準備、外

9. 核フォーラムの開催

下記のとおり核フォーラムが開催された。

開催日	参加者	報告者	テーマ
1月24日	10名	内藤雅義	在韓被爆者問題

※参加者数はスカイプ参加者含め、凡その人数である。

10. 機関誌「反核法律家」の発行

主な内容は以下のとおりである。夏号より新たに連載「解説・核兵器禁止条約（TPNW）」を開始した。

号	主な内容
94（2018春）	2017総会・意見交換会 Human Rights, Future Generations and Crimes in the Nuclear Age（バーゼル会議）
95（2018夏）	朝鮮半島の非核化のために 連載 解説・核兵器禁止条約（TPNW）
96（2018秋）	2020NPT再検討会議第2回準備委員会とIALANA総会 日弁連シンポジウム「核兵器禁止条約の早期発効を求めて～核抑止論をどう克服する～」—南北・米朝首脳会談を踏まえて

11. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会

の活動内容や提供情報等を分かりやすく伝達し、かつ使い勝手の良さを追求しつつ、管理会社と協議しながら改善を進めてきた。その集大成として、10月1日、全面的なリニューアルサイトを立ち上げるに至った。特に、スマホ対応画面では、一画面で可能な限り必要な情報が目に入るような工夫をこらした。

また、ホームページの改善作業とあわせ、管理会社に下田事件にかかわる資料一式をアーカイブ化する作業を依頼し、資料の保存・活用を目指している。

12. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している NGO・市民団体の連絡組織である¹³。本年より当協会の大久保事務局長が内藤理事に代わって連絡会の共同世話人となり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、2017年11月「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第1回会合（広島で開催）の際に「賢人会議」との意見交換会を行ったほか、2017年12月 ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）ノーベル平和賞を受賞したことを受け、ベアトリス・フィン ICAN 事務局長来日に合わせたイベント（2018年1月）などにとりくんだ。尚、当協会は ICAN のノーベル平和賞受賞を歓迎する会長声明「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のノーベル平和賞受賞を歓迎します」¹⁴を発出している。また、8月広島において中満泉・国連軍縮上級代表との懇談を行っている。9月24日には吉永小百合さんをゲストに招いた核兵器廃絶国際デー記念イベント「核なき世界へ向けて―被爆国の役割を考える」を主催（国連広報センター共催）し、当協会会員も参加・協力している。

13. ヒバクシャ国際署名推進連絡会¹⁵との協働

「ヒバクシャ国際署名」は、2016年4月より被爆者の呼びかけによってとりくみが始まった。核兵器禁止条約交渉国連会議や国連総会に署名が提出され、2017年核兵器禁止条約採択を後押ししてきた。核兵器禁止条約の成立を機に、署名文言の更新が検討され、核兵器禁止条約にすべての国の加盟を求めることが追記された。

署名推進連絡会では、月1回ペースの推進連絡会議と月3回ペースの事務局会議がもたれている。当協会からは、田部知江子理事が連絡会議及び事務局会議並びに各街宣行動に出席・参加している。

14. IALANA との協働

引続き IALANA との連携を強めている。IALANA による核兵器禁止条約に関する声明―2017年9月20日署名開放にあたって―¹⁶、並びに米朝関係の緊張に関して発出された声明「北朝鮮：解決か惨事か」¹⁷については日本語に訳出し、普及に努めた。

¹³ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』 <https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

¹⁴ 会長声明は当協会サイトの以下を参照。 <http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/171024.html>

¹⁵ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『ヒバクシャ国際署名』 <http://hibakusha-appeal.net/index.html>

¹⁶ 日本語訳は『反核法律家』（2018年春号）No.94、63頁以下。当協会サイトでは以下の URL から閲覧可能。 <http://www.hankaku-j.org/statement/ialana/170919.html>

¹⁷ 日本語訳は『反核法律家』（2018年春号）No.94、66頁以下。

JALANA からは、1 項記載のとおり「トランプ政権の『核態勢見直し』(NPR) に抗議する」声明を英訳して、NPT 再検討会議準備会合とサイドイベントの場で活用するとともに、IALANA 総会にも持参し、評価されている。

15. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費 1 万円を負担している。また、当協会の大久保事務局長（理事）、内藤理事（理事）、田部理事（監事）が役員として活動に関わっている。

III. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しんでいる被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。核兵器禁止条約の採択と朝鮮半島の非核化に向けて第一歩が踏み出された新たな情勢を踏まえ、核兵器禁止条約の早期発効・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省せず、我々の要求とは反対に、原発再稼働に踏み切ったのみならず、他国への原発輸出を推進しようとしている。我々は政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化しなければならない。

B 行動計画

1. 核兵器禁止条約の早期発効を求めるとりくみ

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」（前文 5 段）とうたっている。核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で安全保障を確保するという核兵器禁止条約の価値と論理を普遍化し、早期発効を求めるとりくみを、広範な市民社会と連携して進める。

2. 核兵器禁止条約への署名・批准を日本政府に求めるとりくみ

核兵器禁止条約は、第 8 条において締約国会合に、非締約国や国連等国际機関とならんで赤十字及び NGO にオブザーバー招請を行うことを定め、市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と協働しつつ、日本政府に禁止条約の署名・批准を求めるとりくみを強める。

3. ヒバクシャ国際署名の推進

2016 年 4 月被爆者の呼びかけによって始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（ヒバクシャ国際署名）は、核兵器禁止条約の採択にも大いに貢献した。核兵器禁止条約の成立を機に、当該条約にすべての国の加盟を求めることが追記されたこの署名について、世界中で億人規模で集めることを目標に活動を続ける署名推進連絡会と協力協働して、当協会も署名活動にとりくむ。

4. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。南北朝鮮及び日本の市民社会において、市民シンポなどの場を通じてコミュニケーターとしての役割を果たすことは、当協会の重要な任務である。南北・米朝首脳会談とその成果物である「宣言」や「共同声明」の発出は、対話こそが建設的な紛争解決の道筋をつくることを証明した。私たちは、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

5. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会と協働してとりくみを強化する。

6. 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損害請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

7. IALANA との連帯

IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、ニュースレターへの投稿、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、引き続き協議検討する。

8. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

会員数は約 260 名程度にまで減少した。一方で身近な人たちへの入会を呼びかけ、同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。

9. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年 4 回発行を目標とする。

10. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。本年 10 月にリニューアルサイトがアップされた。スマホからのアクセスでも、分かりやすい表示になるよう工夫されている。今後、当協会ホームページのユーザーに対応した情報提供のあり方を検討する必要がある。

11. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、スカイプ参加も活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

12. 「核フォーラム」の充実

活動報告記載のとおり、毎回レベルの高い報告・議論がなされている。核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との共催も定着してきており、今後は、テーマを決めての連続講座などの工夫をして参加者を増やし、実りある会にしていきたい。遠方からスカイプでの参加も歓迎する。

13. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 147 人（2018 年 10 月 25 日現在）にまで拡大した。ここでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。

今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る¹⁸。

14. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

15. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。当面予定される「継承センター」設立の基金募集強化のためのキックオフ集会の成功に寄与する。

16. 当協会創立 25 周年、機関誌『反核法律家』創刊 100 号記念行事

当会は 2019 年に、1994 年 8 月広島で行われた創立総会から 25 周年を数える。また 2019 年秋号で『反核法律家』は創刊 100 号となる。この節目にあわせ、記念行事を企画する。

¹⁸ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。 FAX : 04-2998-2868 E-mail : ohkubo.law.office@ia4.itkeeper.ne.jp

IV. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA共同会長
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	新任
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	梅田 章二	大阪	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA副会長
理事	大住 広太	東京	弁護士	新任
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	
理事	鳥生 忠佑	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 一恵	三重	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
機関誌・会計	井上 八香	埼玉	事務員	
機関誌	田中 恭子	埼玉	事務員	
機関誌	中山 康子	東京		

根本孔衛理事

2018.11.10退任